

若松税理士事務所通信

平成30年11月号 No.72

<ごあいさつ>

10月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛下さい

<年末調整について>

11月に入り、税務署から『年末調整に関する書類』が送付されてきたかと思います。年末調整をスムーズに行うためには、役員・スタッフ様に下記の3つの申告書を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』

『給与所得者の配偶者控除等申告書』

『給与所得者の保険料控除申告書』（各種証明書添付）

また、平成28年度より個人番号（マイナンバー）が必要となっており、**本人確認（番号確認+身元確認）**を行う必要があります。

なお、年末調整には以下の書類が必要です

- ①扶養控除等（異動）申告書
 - ②配偶者控除等申告書
 - ③保険料控除申告書
 - ④住宅借入金等特別控除申告書
 - ⑤生命保険料控除証明書
 - ⑥地震保険料控除証明書
 - ⑦国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
 - ⑧小規模企業共済掛金等払込証明書
 - ⑨前職分の源泉徴収票（本年の中途で採用の方のみ）
 - ⑩住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※①②…平成29年1月1日より、**個人番号（マイナンバー）等**を記載した一定の帳簿を備えている場合には、**マイナンバーの記載を不要とすることが可能**になります（国税庁源泉所得税関係に関するFAQより）。

※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ（2年目以降、1年目は確定申告が必要）

※⑤の生命保険料控除は、平成24年1月1日以後の新契約分から、従来の『一般生命保険料控除』と『個人年金保険料控除』に加え、『介護医療保険料控除』が新設されております。この3つの各保険料控除の適用限度額はそれぞれ4万円となり、合計で最大12万円までとなります。

<11・12月の税金関係>

- ① 9月決算の確定申告・3月決算の中間申告
- ② 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ③ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ④ 固定資産税の納付・・・12月末日
- ⑤ 源泉所得税（納特）の納付・・・1月20日

また、確定申告までには、まだまだお時間はあります、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

<事務所移転の予定のお知らせ>

当事務所は、来年の2月上旬に事務所を移転する予定です。詳細は、随時お知らせをしていきます。

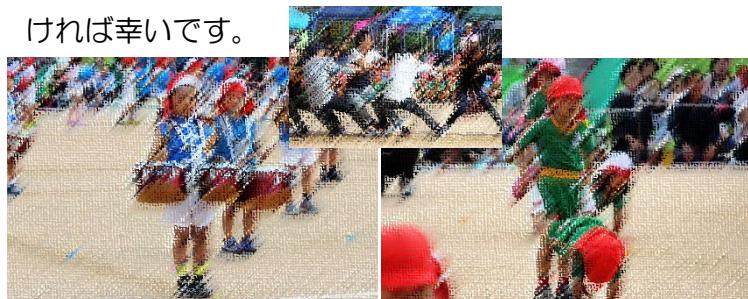
<若松家の出来事>

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（2才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、幼稚園の運動会でした。年長と年中の年子のため、私と妻はほとんどビデオ・写真撮影でした。ただ、ビデオ撮影が上手くないため、今後の課題です。

なお、長女は両家のじじばばと一緒にテントの下でゆっくりと観戦をしておりました。来年も頑張ります。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

(弁護士法人ラグーン本店2階)

電話：083-234-1448

FAX：083-234-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

